

大館市障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格の高騰に伴い光熱費の負担が増加している障害者支援施設等に対し、安定的な障害福祉サービスの提供を維持するための緊急的な支援として、光熱費の一部を予算の範囲内において補助する大館市障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、大館市補助金等の適正に関する規則(昭和62年規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる施設(以下「補助対象施設」という。)は、第4条に規定する申請の日(以下「申請日」という。)時点で市内において、障害福祉サービス等事業所の指定を受けて運営を継続している別表1に定める施設とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表2に定める施設区分ごとの基準額とする。

(交付の申請等)

第4条 補助対象施設を運営し、補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、令和5年3月1日までに、大館市障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 規則第3条の規定により、申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

(1) 施設別申請額一覧(様式第2号)

(2) 施設別個票(様式第3号)

3 申請書は、規則第9条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定による交付申請をすることができない。

(1) 大館市暴力団排除条例(平成23年条例第34号)に規定する暴力団又は暴力団員等が運営に関与している施設

(2) 申請日時点で、令和5年3月31日以前に休止又は廃止を予定している施設

(交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の交付及びその額の決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請の内容に疑義がある場合には、市から当該申請者に連絡し、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

2 市長は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

3 第1項の規定による補助金の交付決定は、補助金の額の確定を兼ねるものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金を交付する場合における条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付に係る証拠書類等については、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助金の交付の対象となった施設が、令和5年3月31日までに廃止、休止等により事業活動を停止した場合は、その旨を市長に報告するとともに、別表2の備考3に基づき基準額を算出し、過支給額を返還しなければならない（あらかじめ相当額を差し引いて補助金の交付を受けた場合を除く。）。
- (3) 補助金の交付の対象となった施設のサービスについては、重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (4) 補助金を光熱費以外に使用してはならない。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(補助金の請求)

第7条 第5条第1項の規定による交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、市長に補助金を請求しなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合は、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 補助事業者は、補助金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、市長の決裁のあった日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第2条関係）

施設区分	サービス種別
入 所 系	施設入所支援
	生活介護宿泊型自立訓練
	共同生活援助（介護サービス包括型）
	共同生活援助（日中サービス支援型）
	共同生活援助（外部サービス利用型）
	短期入所
	福祉型障害児入所施設
通 所 系	生活介護
	自立訓練（機能訓練）
	自立訓練（生活訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援A型
	就労継続支援B型
	児童発達支援
	放課後等デイサービス
<p>備 考</p> <p>1 市が設置する施設等（指定管理の施設を含む。）は補助対象外とする。</p> <p>2 空床利用型の短期入所は、補助対象外とする。</p>	

別表 2 (第 3 条関係)

施設区分	基 準 額
入 所 系	定員 1 名当たり 9,000 円に申請日時点の定員数を乗じた額
通 所 系	定員 1 名当たり 4,500 円に申請日時点の定員数を乗じた額
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none">1 複数のサービス種別を運営している施設は、サービス種別毎の基準額を合算して申請することができるものとする。2 市内で複数の施設を運営している場合は、各施設毎の基準額を合算して申請することができるものとする。3 新規開始、休止又は廃止により、補助対象期間における運営期間が 1 1 か月以下となる場合は、上記の基準額を 1 2 で除して運営月数（月の半分以上の日数を運営している月は運営月数に含める）を乗じた額を基準額とする。なお、新型コロナウイルス感染症患者等の発生により、保健所等の指示や助言等に基づき、施設等を臨時休業した場合等については、上記の施設等の休止には含まないものとする。	